

複雑性 PTSD (complex post-traumatic stress disorder) と刑事責任能力

【文 献 種 別】 判決／広島高等裁判所松江支部
【裁判年月日】 令和 6 年 6 月 14 日
【事 件 番 号】 令和 5 年（う）第 44 号
【事 件 名】 殺人被告事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却、確定
【参 照 法 令】 刑法 199 条、刑事訴訟法 323 条 1 号 2 号
【掲 載 誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25620258

立正大学教授 友田博之

事実の概要

被告人と被害者 A は、婚姻中も些細なことでのいさかいが絶えず、被告人が自傷他害行為をしたこともあって数年で離婚した。しかし持病のため自活が困難な被告人は、しばらくして再び A 宅で同居を始め、身の回りの世話も A がしていた。

犯行の約 1 週間前、被告人は入院していた精神病院を自主退院したが、親族に対し電話等で A に対する不満や体調不良を訴えていた。犯行当日、被告人は A に部屋の交換を申し出て断られたことからパニックとなり、知人らにメッセージを送信したり病院に電話をかけたりした後、突如殺意を持って A を背後から、台所にあった刃体約 17cm の包丁で複数回突き刺すなどして、出血性ショックにより死亡させた。犯行後被告人は、(既に動かない) A が警察に通報することを恐れて、A のスマートフォンを水没させた後、119 番通報した。

鳥取地裁は、被告人は CPTSD の影響で A を恐れる気持ちを増幅させ、犯行の前後にわたって非常に混乱した精神状態の中、突発的に加害意思を生じて本件犯行に至っており、このような行動が被告人本来の人格のみによってされたものと評価するには疑問が残るとし、心神耗弱状態にあったとして懲役 9 年（求刑懲役 13 年）を言い渡した。判決を不服として被告人側が控訴した。

判決の要旨

控訴棄却（確定）。行為時の詳細な記憶の存在は行為の危険性を認識していたことを示すもので、他害行為の前歴からしても、被告人の人格が

本件犯行の際の意思決定に全く影響していなかったとはいえない、などとして原判決を支持した。

判例の解説

本件は、CPTSD を理由とする心神耗弱を初めて認めた裁判例である。これは、CPTSD が 2019 年に認められたばかりの診断概念だからであるが、そもそも成人の精神疾患のほとんどには子ども時代のトラウマが影響している場合が非常に多いことから、従来はパニックや強迫性障害を含む不安障害やうつ病、双極性障害、自己愛性障害、共依存症、自閉症スペクトラム、ADHD、境界性パーソナリティ障害や統合失調症などと診断され¹⁾、そのような診断名での影響は実質的に検討されてきたといえる²⁾。また、CPTSD にはうつや不安症状、解離症状が併存しており、様々な衝動行為や攻撃の態度といった、一見了解可能な「問題行動」として評価されるものの背景に PTSD 症状が潜在している場合もある³⁾。

以下ではまず、CPTSD の診断基準とその症状について確認したうえで、CPTSD の刑事責任能力への影響を検討した裁判例を紹介する。

一 複雑性 PTSD (CPTSD) について

CPTSD とは、世界保健機関 (WHO) が作成する最新の国際疾病分類である ICD-11 (2019 年) より新たに採用された診断項目である。児童期虐待などの持続的・反復的なトラウマ体験によって、通常の PTSD 症状以外の多様な症状が出現することは、従来から多くの臨床家や研究者に認識されていたが、国際的な診断基準でそれが採用される

ことはなかった。ICD-11によれば、CPTSD（6B41）とは、極度に脅威的または恐ろ的な性質の出来事、特に長期的または反復的で逃れることが困難な状況（例えば、拷問、奴隷制度、ジェノサイド、長期にわたる家庭内暴力、繰り返される児童期の性的・身体的虐待）に晒された後に発症する可能性のある障害とされる⁴⁾。体験した出来事によってPTSDとCPTSDとを区別することはできないが、両者に共通するエピソードとしては、生命の危険を感じる出来事や重傷を負うような出来事、性的暴力の体験や目撃などがあげられる⁵⁾。

ここでまず留意が必要なのは、CPTSD患者のそもそもの属性は、犯罪「被害者」である点である。そのため従来からわが国でも、PTSDの罹患は傷害にあたるか、あるいは、被害者に重篤なPTSDを負わせた場合の量刑上の影響については判例学説上検討されてきたし⁶⁾、心理学ないし精神医学上でも「被害者である」患者のケアを中心に臨床研究がなされている⁷⁾。これに対し被告人がPTSDないしCPTSD患者でもある場合については、トラウマ体験と犯罪行動の間には関連があるとされ、犯罪者のPTSDないしCPTSD罹患率が一般に高いことは明らかとされているが⁸⁾、PTSDがどのように犯罪行動に繋がるのかを明らかにした既存研究はほとんどないとされる⁹⁾。しかしながらCPTSDをひき起こすような強烈な被害体験が時には、新たな加害行為に繋がりをうため、単純に加害者と被害者を二極化してとらえ、被害者はイノセントで責任がなく、加害者は悪であると断罪することは避けなければならない¹⁰⁾。

CPTSDの症状は、(1)フラッシュバックや悪夢、侵入的記憶といった再体験症状、(2)体験を思い出すことやそれに関連する状況を回避する症状、(3)過度な警戒心や驚愕反応、というPTSDの基本症状に加え、(4)些細なストレスへの過剰反応や憤怒、自己破壊的行動、乖離（解離）といった情動の調節における重度かつ持続的な問題、(5)不利な状況から逃れられなかったことや不利な状況に屈したことなどに対する羞恥心や罪悪感、失敗感といった自己認識の歪み、(6)人間関係の維持や他者への親近感の持続的困難性、によって特徴づけられる¹¹⁾。このうち犯罪行為との関係では特に、些細なストレスがトリガーとなって生じた過剰反応や憤怒情動、解離が被告人の責任能力に影響を与えるかが問題となる。

二 CPTSD が検討された裁判例

以下では、殺人被告事件においてCPTSDの刑事責任能力への影響を検討した裁判例を紹介するが、裁判員裁判の実施以降、刑事責任能力が問題となった場合に意識的に検討される、岡田幸之の提唱した責任能力判断の8ステップと、「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き（平成18～20総括版）」における鑑定の考察にあたっての7つの着眼点について概説し、それらが近年の裁判例でどのように用いられているかを確認する。

1 難解な法律概念である刑事責任能力について判断を強いられる裁判員にわかりやすい資料を提供する必要性から、刑事精神鑑定の実施件数が急増し¹²⁾、難解な法律概念に関する一連の司法研究においても、精神障害の影響によって犯罪を実行したといえるのか、あるいはもともと的人格に基づくものないしは正常な精神作用によるものなのかという判断枠組みが提示され¹³⁾、精神医学の側からも、法律家と鑑定人それぞれの役割を明確化した、責任能力判断の「8ステップ」と「7つの着眼点」が提唱された。8ステップとは、①情報の収集、②精神症状の認定、③疾病診断、④精神障害とそれ以外が犯行に与えた影響の機序、⑤弁識と行動制御に関わる機序への絞り込み、⑥機序の分析による弁識能力と行動制御能力の特定、⑦弁識能力と行動制御能力の減損の有無、程度の評価、⑧責任能力の決定、をいい、①～④までは精神医学の専門領域（④の機序が鑑定意見の核心とされる）、⑤以降が法的判断となる。7つの着眼点とは、(i) 犯行動機了解可能性・不能性、(ii) 犯行の計画性、突発性、偶然性、衝動性、(iii) 行為の意味・性質、反道徳性、違法性の認識、(iv) 精神障害による免責の可能性の認識の有無と犯行の可能性、(v) 元来ないし平素の人格に対する犯行の異質性・親和性、(vi) 犯行の一貫性・合目的性／非一貫性・非合目的性、(vii) 犯行後の自己防衛・危険回避的行動の有無をいう¹⁴⁾。鑑定において診断名を明らかにすることではなく、精神症状等が犯行に及ぼした影響の仕方（機序）を重視するというこの方式は裁判官の期待に合致し¹⁵⁾、法曹三者が8ステップを意識して審理に臨むことは、争点と証拠の合理的かつ効果的な整理に役立ち、わかりやすい審理と判決に有益であるとして、短期間のうちに全国の裁判所に普及した。また、7つの着眼点は機序に関する鑑定結果

を踏まえて、善悪の判断や行動制御に関わるような部分に注目して整理し、法的判断の上で重要な点に絞り込むための例示であるが、いわゆる操作的診断基準ではない。したがって事件ごとに重要度や検討の要否が異なるのは当然であって、精神鑑定の際に7つの着眼点に関する網羅的な検討を求めるべきではないといった指摘や、結論ありきで「動機が了解可能である」とか「行動は合目的である」と評価すべきではなく、鑑定においては了解可能か不能かの両面から、ニュートラルな視点で検討されるべきとの指摘がある¹⁶⁾。

2 CPTSD が検討された裁判例

(1) 東京地判平 10・4・17 (判タ 989 号 77 頁)

当時 14 歳の長男から 2 年以上にわたって家庭内暴力を受けていた被告人が、情動のトンネルに入り込んだ果てに用意した金属バットで長男を殺害してしまったという事案で、弁護人が、被告人は心理学上にいわゆる複雑型 PTSD の症状を呈していたものであり、心神耗弱の状態にあったと主張したのに対し、東京地裁は、(ii) 事前の計画性、(iii) 行為時の詳細な記憶、(vi) 行為の合理的一貫性、(vii) 行為後の後始末から自首に至る冷静な対応、などから完全責任能力であったとして懲役 3 年 (求刑懲役 5 年) の実刑判決を言い渡した。

本件は、CPTSD が正式な診断名とされる 20 年以上前に、弁護人によって公判で主張された点で注目に値するが、長年にわたって受けた家庭内暴力から逃れるためにはもはや息子を殺害する以外にはないと思いつめ、意識は清明であるが狭窄した状態で行為したいいわゆる「典型的情動行為」といえる事案でもある。長期間ないし反復的なトラウマが要件とされる CPTSD と典型的情動行為とは一定の共通項が認められ、被告人の「情動発生に関する無責任性」の観点からしても、本件は心神耗弱を認めて少なくとも執行猶予を付すべき事案であった¹⁷⁾。また、7つの着眼点を操作的診断基準のように用いている点にも問題がある。

(2) さいたま地判令 4・12・14 (LEX/DB25594671)

被告人はパニック発作等で断続的に心療内科を受診していたが、受診をやめてから妄想が生じるようになり、家族が再三再受診を勧めてもそれを拒否して、これまで虐待等をしたことのない 15 歳の実娘に精神安定剤入りの紅茶を飲ませた後、その頸部を複数回包丁で突き刺して死亡させた。

本件でさいたま地裁は、幼少期の母親による虐

待や、夫婦の不和・育児の困難さが刺激となって CPTSD に類似した病理が認められる中で、監視されている等の妄想を生じていることから統合失調症と診断でき、CPTSD の病理の中で解離の生じやすい被告人が、統合失調症の相当な影響を受けて行為したといえとし、心神耗弱を認めて懲役 4 年の実刑判決を言い渡した (求刑懲役 12 年)。

本件は、投薬治療歴と妄想の存在から統合失調症を理由とする心神耗弱が認められたものであるが、CPTSD 様の症状と統合失調症との双方向的な関連性を裁判所が認めた点で意義がある。本件でさいたま地裁は、④機序に関する鑑定意見を踏まえつつ、CPTSD の特徴である解離と離人感によって (こそ)、(i) 病気を指摘されたことに対する不満や怒りから、被害者を殺害するという動機の飛躍 (了解不能性) や、(vi) (殺害手段として合目的で一貫しているとも見うるが) 離人感から淡々と残虐な行為に及んだ可能性があり、(vii) 殺害後に近所を約 2 時間徘徊等するといった、行為後の不自然な態度が裏づけられる、などとした。本判決は、行為時の是非弁識能力ないし行動制御能力について判断するに際し、8 ステップを踏まえたうえで、7つの着眼点のうち本件で問題となるものをピックアップし、それらをニュートラルに両面から検討したものと評価できる¹⁸⁾。

三 本件へのあてはめ

本件原審判決においても、8 ステップモデルに基づいた検討がなされている。まず起訴前鑑定意見は、(v) 本件犯行は CPTSD の影響により被告人の普段の性格とは異質で病的な感情爆発により敢行されたものであり、④精神疾患が犯行に影響を与えた影響は大きいとしたが、鳥取地裁は、起訴前鑑定において被告人の言動等に即した十分な説明がされているとはいえないとして、(i) 動機の形成過程で CPTSD の症状である過敏性や過覚醒状態が大きく影響しているが、(vi) 加害意思を生じた後は目的に沿って合理的に行動しており、(v) 犯行の決意には被告人の人格に由来する部分も影響しているといえ、被告人が自分の行動をコントロールすることができず、本件犯行を思いとどまることが全く不可能な状態にあったとはいえない。しかし、CPTSD の影響によって非常に混乱した精神状態の中、(ii) 突発的に加害意思を生じてなした行為は、(v) 被告人本来の人

格のみによるものと評価するには疑問が残るとされ、心神耗弱が認められた。控訴審判決ではさらに、④起訴前鑑定を行った医師の証言は、CPTSDの影響があることを前提として被告人の動機や行動を説明することに重点をおいており、犯行時の被告人の言動等に則した十分な説明がされているとは言い難い、(iii)行為時の詳細な記憶からして、CPTSDの影響により行為の危険性を認識できなかったとはいえない、(v)被告人が過去に他害行為に及んできた経緯から、本件もそれがエスカレートしたものと見ることが十分に可能で、被告人の人格が本件犯行の際の意思決定に全く影響していなかったとはいえないとされた。

以上のように原審判決・本判決ともに、CPTSDの症状が本件犯行に与えた影響について検討し、精神医学の本分である機序については起訴前鑑定意見を十分に尊重すべきであるとしつつも、7つの着眼点について丁寧な検討を行ったうえで心神耗弱との結論を導いており、近時の裁判例の枠組みに沿うものと評価できる。もっとも裁判所は7つの着眼点について独自にあてはめを行うのではなく、本鑑定を実施し、経験豊富な精神科医のニュートラルな視点での評価を得たうえで、最終的な責任能力の有無を法的に判断すべきであった。

●——注

- 1) ビート・ウォーカー『複雑性 PTSD』(星和書店、2023年) 11 頁、岡田尊司『愛着障害と複雑性 PTSD』(SB 新書、2024 年) 95 頁以下など。
- 2) PTSD に関連して、統合失調症の患者は幼少期のトラウマ体験を報告することが多く、PTSD と統合失調症は遺伝的傾向が共通しており、両者は双方向的に影響を与えあうとの指摘がある。Anna Seong, "Prevalence and Correlates of Comorbid Posttraumatic Stress Disorder in Schizophrenia-Spectrum Disorder" <https://www.researchgate.net/publication/371157861> (2026 年 7 月 3 日閲覧)
- 3) 亀岡智美「複雑性 PTSD に対するトラウマフォーカスト認知行動療法」心理学ワールド 97 号 (2022 年) 24 頁、アリエル・シュワルツ『複雑性 PTSD の理解と回復』(金剛出版、2022 年) 26 頁以下。
- 4) <https://icd.who.int/browse/2025-01/mms/en#585833559> (2026 年 7 月 3 日閲覧)
- 5) 丹羽まどか＝金吉晴「複雑性 PTSD の診断と特徴、および治療」心理学ワールド 97 号 (2022 年) 20 頁。
- 6) 最決平 24・7・24 刑集 66 巻 8 号 709 頁、東京高判令 4・9・8 裁特(令 4) 号 234 頁、天田悠「専門医による

PTSD 鑑定と刑法上の『傷害』概念」法セ 825 号 (2023 年) 114 頁以下など。

- 7) 丹羽・前掲注 5) 21 頁、嶺輝子「ホログラフィートークの複雑性 PTSD に対する適応の可能性」精神経誌 122 巻 10 号 (2020 年) 758 頁以下、堀弘明「PTSD の概略・診断・薬物療法」ストレス科学研究 38 巻 (2025 年) 5 頁以下。
- 8) 宮本悦子「受刑者と複雑性 PTSD」精神療法 47 巻 4 号 (2021 年) 490 頁以下。
- 9) Vittoria Ardino (2012) Offending behaviour: the role of trauma and PTSD, *European Journal of Psychotraumatology*, <https://www.tandfonline.com/doi/full/10.3402/ejpt.v3i0.18968@zept20.2012.3.issue-s1> (2026 年 7 月 3 日閲覧)
- 10) 信田さよ子「子ども虐待・DV と複雑性 PTSD」精神療法 47 巻 4 号 (2021 年) 442 頁。
- 11) 丹羽・前掲注 5) 21 頁表 1。
- 12) 中谷陽二「精神障害者の刑事責任能力—最近の事例にみる裁判の傾向—」精神経誌 122 巻 2 号 (2020 年) 105 頁によれば、裁判員裁判以前の鑑定留置は年間 200 件前後だったが、2017 年には 633 件に達したとされる。
- 13) 司法研修所編『裁判員裁判と裁判官』(法曹会、2019 年) 96 頁以下。
- 14) 岡田幸之「責任能力判断の構造と着眼点—8 ステップと 7 つの着眼点—」精神経誌 115 巻 10 号 (2013 年) 1064 頁以下、同「責任能力判断の構造 8 ステップモデルの基本解説」刑弁 93 号 (2018 年) 37 頁以下。
- 15) 中谷・前掲注 12) 107 頁。
- 16) 精神医学会の指摘として、岡田・前掲注 14) 1067 頁以下、裁判官の指摘として、稗田雅洋「裁判所の責任能力判断と検察官・弁護人の訴訟活動の在り方」刑弁 93 号 (2018 年) 32 頁、弁護人の指摘として、久保有希子「責任能力の基礎—8 ステップ、7 つの着眼点との関係を中心に」同 93 号 (2018 年) 46 頁以下。
- 17) 典型的情動行為に関する本件の評釈については、拙稿「健常人の情動に関する一考察 (4・完)」法雑 53 巻 3 号 (2007 年) 151 頁以下。本件のように情動発生の無責任性が認められるような事案においては、無責任性を法的要件とすることで、「正常な意思」を切り札にして完全責任能力を認定し、ひいては刑法第 39 条の空洞化に繋がる危険に対する歯止めとなりうる。中谷・前掲注 12) 115 頁。無責任要件説の詳細については、林美月子『情動行為と責任能力』(弘文堂、1991 年) 175 頁以下。
- 18) 紙幅の都合上省略するが、CPTSD の刑事責任能力への影響が検討された裁判例としては、甲府地判令 6・1・18 (LEX/DB25621968) や、東京高判令 7・10・30 (LEX/DB25627188) がある。また、ICD-11 (2019 年) 以前に PTSD の影響について検討しているが、実質的には CPTSD について検討したといえる裁判例としては、静岡地判令 22・10・21 (LEX/DB25442894)、仙台高判令 25・1・15 (高刑速(平 25) 号 243 頁) がある。